

平成 24 年第 1 回定例会 企画建設委員会（平成 24 年 3 月 9 日）

【企画部関係：質問項目】

1. 霧島市永水地区ゴルフ場跡地開発について（陳情）
2. 鹿児島中央駅西口（工業試験場跡地）について

【質問本文】

1. 霧島市永水地区ゴルフ場跡地開発について（陳情）

■ 質問（しもづる）

私からも陳情第三〇〇四号について伺います。

十二月議会では、十一月二十八日付で発出された通知書について議論がなされたところでありますが、その通知書で求めていたことが三点あったかと思えます。うち一点は、土砂の全面排除であり、先ほど報告があったところなんですけれども、残る二点、一つは、調整池の早期完成に向けて必要な工事を早急に進めること並びにもう一点が、造成地の土砂流出防止対策について実施することという残り二つを十一月二十八日付の通知書で求めていたかと思えます。

これらについて十二月議会での委員会での答弁では、五月末をめどに施工計画を提出させるということでありましたけれども、これら二点について、現在の進捗状況について示してください。

□ 答弁（森林整備課長）

土砂流出防止対策の件でございます。

これにつきましては、ゴルフ場開発区域全般にわたりまして侵食等があるということで、そこに対する大型土のうの設置とか仮沈砂地の設置などを今まで指導をしてきたわけなんですけれども、さらにその侵食が広がらないようにとか、新たな今、土砂排除をして集積をしているわけなんですけれども、そういうところの土砂流出などが起こらないようにとか、そういう対策をとりなさいよということでの指導でございます。

そこにつきましては、一月十日から週一回程度現地に行って指導をしているというお話をしましたけれども、そういう中で侵食箇所があれば、そういうところの侵食防止対策を講じるとかあるいは土のうをまた別なところに新たに積むとか、そのような指導を継続して今、実施をしているということでございます。これにつきましては、引き続き必要な指導をしていくということになります。

それと調整池の本体工事についての施設計画ですけれども、これについては、最終的に施工計画を提出する中で、調整池全体の工事についてその工程、施工方法をはっきりとした形で五月の末までに提出してもらおうということになります。現時点で今、調整池の排土のほうに集中をしていると、それを優

先してやっているということでございまして、施設のほうの工事については、今のところかかっていないという状況でございます。

これにつきましては、施工計画を提出する中で全体の調整池の本体工事、これについてははっきりとさせていくということになるかと思えます。

■ 質問（しもづる）

調整池の早期完成、全面完成に向けた件に関してなんですけれども、この施工計画を五月までに出させるということになっているわけなんですけれども、十二月議会から五月末という期限を出して、もう半分以上が経過した今、その施工計画について、ちゃんとどれぐらいつくっているかだとか、ちゃんとつくりにかかっているかだとか、そういうところは株式会社キリシマから話を聞いていたりするんですか。どう把握されていますか。

というのは、これを聞くのは、今までもう十数年これが放置されてきた現状にかんがみて、五月の期限が来ましたと。でも施工計画は出されませんでしたということがないように、五月末で確認するんじゃないくて、今の時点でちゃんとつくりにかかっているのか。一日、二日でできる話じゃないですから、施工計画も当然、ちゃんとそういう作業にかかっているかどうかというのは、県としてチェックを行っているものなのですか。その現状を示してください。

□ 答弁（森林整備課長）

事業者のほうには、その施工計画の件については話をしております。

ただ、今、委員がおっしゃいましたように今の時点でその施工計画の内容についてのまだ把握はしていないところです。

ただ、今、おっしゃいましたように五月の末の時点で出されるのを待っているということではできませんので、当然その前の段階で施工計画の進みぐあい、どういう形で今、できているのか、そういうのは逐次チェックをしながらいかないといけないというふうには考えております。

■ 質問（しもづる）

今の答弁でありましたとおり施工計画は、五月末で最初にチェックするんじゃないくて、逐次チェックしていくというのの必要性というのを認識していただいたというのは大変ありがたいし、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、それでは、逐次チェックに関して、今までどういう逐次チェックをやっていて、そしてまた、これから五月末までどういう体制で逐次チェックをやっていくつもりなのか、そこを示してください。

□ 答弁（森林整備課長）

現時点では、先ほど申しましたようにその施工計画についてのチェックはまだしていないということでございます。

ですから、施工計画をつくる中で詳細に工程とかを組んでいかないといけないわけなんですけれども、そ

れが施工計画をつくるのにどの程度期間がかかるのか、そういうところも事業者のほうと話をしている中で、我々としてそこの中で具体的にチェックをする時期というのは今から判断をしていきたいというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

施工のチェックに関してなんですけれども、例えば十二月議会でも、十一月二十八日の通知書でも五月末までに施工計画をちゃんとつくってくださいねという話をしているわけですが、今、お話があったように施工計画をつくるには、それなりにある程度の期間が必要で、一日、二日でできる話でもないですよ。なので、今、逐次チェックをやっていないという話なんですけれども、これは即やっていただきたいなど。今、どこまでやっているのかと。

もし、今、そういう施工計画をつくっていないんだしたら、つくらなきゃいけないですし、そのチェックがおくれて、いや、本当はつくっていませんでした。五月末には、スケジュール的に間に合いそうにありませんということになれば、本当に今までの繰り返しだと思っただけですね。

本当にこの陳情を最初に見て、自分はびっくりしたのが、もう平成の最初の段階の問題を今やっているということに非常に驚いた覚えがあるんですね、一年前。もう現実として住民の皆さんに洪水だとかそういう被害が及び得る危険が放置されている問題ですので、もうこのままずるずるずるずる行くというのは、到底許されないことだと思うんです。

なので、通知書を出したのは非常にいいことなんですけど、ぜひそれをしっかりと守らせるために、そして、いや、いざ期限が来たら、事業者が守っていませんでした、しょうがないですねという話にはもうならないわけですから、ちゃんと五月末の段階できっちりと施工計画が出てくるように今の段階から、もう今すぐ逐次チェックをやってもらいたいと強く要望をするところなんですけれども、改めてお考えをお聞かせください。

□ 答弁（森林整備課長）

今、委員がおっしゃいましたように五月末になってまだできていませんというような状況では困ります。ですから、我々としてもそういうことがないように事業者に対して施工計画について計画的につくるように指導してまいりたいというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

ぜひそのところの指導はしっかりと行っていただきたいと思います。

もう一点、土砂流出防止対策のほうなんですけど、先ほど答弁で一月以降、現地で指導しているという話だったんですが、それでは、現状の土砂流出防止対策についてちゃんと流出防止できていると見ているのか、それともできていないと見ているのか、その今のところの県の認識をお聞かせください。

□ 答弁（森林整備課長）

土砂流出防止対策につきましては、現在、開発した区域の中で土砂の生産、雨による侵食によって土砂の生産がされているというのが現実です。

そこを一〇〇%土砂が流れ出さないように押さえるということは、今の中ではちょっと難しい。難しいといいますが、表面が侵食されているのをそこで侵食される源のところを一〇〇%押さえるのではなくて、今、流れ出てきた土を下のほうに、下流のほうに流れ出さないようにそのほうで土のうを積むとかというような工事をしているところです。

そういうところについて必要な箇所がまだあるのであれば、そこに対して新たに土のうを設置をするとかいう必要が出てきます。

今現在、現地を回っている中で、我々としてその土砂流出防止対策を講じなければならない箇所、そういうところで気づいたところにつきましては、事業者のほうに指示をして下流への土砂流出がないようにという対策を講じているところです。

■ 質問（しもづる）

今、土砂流出防止について気づいたところを指導しているという答弁でしたけれども、それではその指示した内容について、その土砂流出を防止するための必要な工事というのは行われているかどうか。つまり指導にちゃんと従っているかどうか、並びにその指導に従っているかどうかはどういうふうにしてチェックしているかということを示してください。

□ 答弁（森林整備課長）

土砂流出防止対策、さっき言いましたように大型土のうを積んだり、沈砂地を設置したり、あるいは土塁をつくって水が外に流れ出さないようにとかいうような措置については、気づいた時点、あるいは計画的に指示をしているわけですが、その指示した後につきましては、今、頻繁に現地に行って指導をしておりますので、その指導の中で確認をしているところです。

指導している内容については、事業者のほうでそのところは守っているというふうにご考えております。

■ 質問（しもづる）

わかりました。ぜひこちらのほうもしっかりと指導をするのは当然として、指導した後のちゃんとそれを遵守しているかということを経営的にチェックしていただきたいということをお願いして終わります。

2. 鹿児島中央駅西口（工業試験場跡地）について

■ 質問（しもづる）

同じ中央駅西口の件に関連して、市やJRのほうと話が進まない要因として、今、答弁で挙げられた理由が三つありましたよね。今までの経緯があったということ、そして地元の要望が個人の駐車場を置くことにあるということ、そしてそれを廃止したときに車が滞留するであろうというこの三つの根拠が

挙げられているという答弁があったわけですがけれども、今後、県としてバス駐車場は設置していくという議論をやっていく上で、提案も含めて申し上げたいのは、この三つの理由って理由に本当になるのかなというところなんですよね。

例えばこれまでの議論の経緯というのはあるでしょうけれども、これからの話をしていくわけであって、過去、地元からの要望があってそういう経緯を汲んでやったとしても、状況というのは変わっていくわけで、今後のことを考えなきゃいけないということで、そういう反応をしてもらえないのかなとかいうことですか、あとは地元要望ということがありますけれども、これ二点反論が可能だと思うんですね。

一つは、まず、そもそもそういう要望があるのかどうか。そこはまず検証してもらいたいですし、要望があったとしても鹿児島県の玄関口、観光の玄関口である中央駅西口の駐車場、バスの駐車場をつくる場所というのは、やはり観光立県を標榜する本県としては、県全体の特に観光で来てもらって、そして経済効果を生んでもらう方面に使うべきじゃないかという議論もできるでしょうし、また、用途を変更したら車が滞留するというのも、標識をつけるだとか周知徹底するだとかで入り口のところに幾らでも回避する方法があると思うんですよね。

なので、今、かけられたこの三つの原因というのは、十二分に反論が可能なものであって、もうちょっと県として、いや、JRはこういう根拠を立てているけれども、いや、これは違うよねということをやちゃんとつぶして行って、いや、だからこれやりましょうと、バスの駐車場作りましょうと、そういう話で三者協議のところまでやって行ってほしいと思うんですけれども、それについて今まで市やJRが抱えているこの三つのできない根拠に対して、今まで県としてどういう反応をしているんですか。そして、今、ちょっとした提案させてもらいましたけれども、今後どういう反論をしていくのかというところをちょっとお考えをお聞かせいただきたいのですが。

□ 答弁（交通政策課長）

市、それからJR九州のほうで主張されることにつきましては、私どもとしても違う考え方もあるんじゃないかということは主張はさせていただいております。

ただ、一つ言えますのは、駅前広場につきましては、市とJRが所有・管理をしている広場でございます。市の都市計画決定を経て設置されている広場でございます。これが県の所有する施設であれば、またちょっと状況は違うんでございますけれども、駅前広場につきましては、市が所有し、JRが管理するという施設でございますので、今は鋭意その話し合いを続け、また、その議論が進みますようにJR九州においてのたたき台を作成をしているという状況でございます。

私どもとしては、言うべきことはしっかり伝えているというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

今、答弁にありましたとおり市の所有でJRの管理という県が直接出せるわけじゃないという事情も

わかるんですけれども、やはり先ほど二牟礼委員、日高委員からありましたとおり県としての意向、方向性というのをしっかりと主張していただきたいと、これは強く要望をいたしますとともにあと一点伺いたいのが、市やJRのほうが、これできないよと言っている本当のところの理由ってどこにあるのかなと思って。いや、先ほど申し上げたとおりこの三つの根拠というのは、私自身が考えるに、根拠に当たらないだろうと思うんですよね。じゃ、本音ってどこにあるんだろうと思うんですけれども、この三つの今、言われた原因の理由のほかに、いや、市やJRが、じゃ、これこれだから拒否するんだという事情があったら教えていただきたいんですが。

□ 答弁（交通政策課長）

市とJRがどのような考えに基づいてこういう主張といたしますか、認識を示されているのかにつきまして、私ども真相の真意を確認するすべもございませんし、ここで推論の話をちょっとするのもまた今、三者で一つ前に進めようとしている協議の妨げにもなろうかと思っておりますので、ちょっと推論で申し上げるのは控えさせていただければというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。

三月中にJRのたたき台が出てくるということですので、どういうものが出てくるかというのはこれからなんでしょうけれども、やはり繰り返しになりますが、県としてバスの駐車場を設置していくべきだという考えのもと、そこでもしバツのお答えが出たときにしっかりと県の意向を伝えて反論をしていただきたいと思いますと要望して終わります。